

○薬事法第一四条第一項の規定に基づき品目ごとの承認を受けなければならない化粧品の成分を指定する件の一部改正について

(平成九年三月一日)

(薬発第二八〇号)

(各都道府県知事あて厚生省薬務局長通知)

平成九年三月一日厚生省告示第二三号をもって、薬事法第一四条第一項の規定に基づき品目ごとの承認を受けなければならない化粧品の成分を指定する件(昭和三十六年二月厚生省告示第一五号。以下「承認指定告示」という。)の一部が改正されたので、左記事項について御了知の上、貴管下関係業者に対する周知を図ると共に、窓口における備え付けその他適当な方法により閲覧に供するよう御配慮願いたい。

#### 記

#### 一 改正の趣旨

薬事法第一四条第一項の規定に基づき、厚生大臣の指定する化粧品の成分について、承認指定告示の別表の全部を改正することにより、承認を要さない化粧品の範囲の拡大を図ったものであること。

#### 二 改正内容

- (一) 使用方法等を考慮して種別を二五から一一に統合し、別紙一のとおり新種別の名称及び定義を定めたこと。
- (二) 別紙二のとおり新たに一四三成分を収載すると共に、別紙三のとおり四〇成分について成分名を変更したこと。

#### 三 留意事項

- (一) 種別の統合に伴う事務取扱等については、別途担当課長通知により示すので、遺漏なきよう御留意願いたい。
- (二) この措置は、規制緩和推進計画のうち別紙四の項目に対応するものである旨御了知願いたい。

別紙1略

別紙2略

別紙3略

別紙4略